

仔犬販売契約書ならびに説明書

ご購入いただきました仔犬、子猫は人工的に製造した品物ではなく“命ある生き物”です。

100%完全な生き物ではなく病気、死亡等のある“命ある生き物”という特殊性をご理解いただきまして下記の事項をご了承願います。

販売契約書(保障内容)

ご契約いただきました犬(猫)は、2週間位が一番大切な時期です。

万一健康状態に異常があった時は直ちに当店までご連絡ください。病気発生時点で当店に連絡があり、また、その指導に従っていただいた場合に限り、下記の条件で保障させていただきます。

ただし、以下のすべての治療費につきましては、当店の指定獣医病院に限りです。当店の指定獣医病院以外での治療費およびその他の経費負担は出来ませんので、あらかじめご了承ください。

- 1 当店では下記のA・B・Cの場合に限り、保障をいたします。ただし保障する治療費の支払いの限度額はA・B・C通算で犬(猫)の購入価格の50%となります。

A・病死の場合

譲渡日以前に原因があり、かつ適切なワクチン接種を実施していたにも拘らず、譲渡日より14日以内に発生し30日以内に死亡した場合、1回に限り同種・同質の犬(猫)と代替保障いたします。(ただし獣医師の診断書が必要になります)。この場合の治療費は、当店指定の獣医病院での治療に限定とさせて頂き、犬(猫)の譲渡価格の50%を限度に保障いたします。なお新たにお選びいただいた犬(猫)が当店の譲渡価格を上回る場合には、その差額分を頂戴いたします。また販売価格を下回る場合には、その差額分の返金はいたしておりません。

B・先天性障害の場合

生後1年以内に飼育上重大な支障をきたす先天性障害(通常の生活が困難な状態、介護補助が必要等)が発症した場合には獣医師の診断書に基づき、1回に限り同種・同質の犬(猫)と代替保障いたします。

ただし進行性網膜萎縮(猫は除く)、生後2年以内に発症した場合、獣医師の診断書に基づき1回に限り同種・同質の犬(猫)と代替保障いたします。なおお客様のご意思により飼育の継続をご希望される場合には、当店の指定獣医病院に限り犬(猫)の販売価格の50%を限度に治療費を負担いたします。

C・皮膚病(アカラス、疥癬、真菌など)、ノミ、ダニ、回虫、原虫(体内の寄生虫)、下痢、ケネルコフの場合

皮膚病(アカラス、疥癬、真菌など)、ノミ、ダニ、回虫、原虫(体内の寄生虫)が購入日より14日以内に発症した場合、また下痢、ケネルコフが購入日より3日以内に発症した場合は当店の指定獣医病院に限り犬(猫)の譲渡価格の50%を限度に治療費を負担いたします。ただし購入日から30日以降の治療については保証対象外となります。

- 2 保障対象外(下記に該当する場合には当店の保障対象外といたします)

- ① 病気、死亡を発見後直に当店まで連絡がなされなかった場合。
- ② 同居の犬(猫)によって、感染、接触の結果、発病死亡した場合(ご購入後2週間程度は必ず離しておいてください)。
- ③ 飼い主様の故意、過失および飼育上の問題に起因する死亡、病気ならびに窃盗、事故、逃走の場合。
- ④ 犬(猫)がアレルギー体質であるとき。
- ⑤ 毛色・毛質・サイズ・体型(耳の形状等)・歯のかみ合わせ等成長過程で生じる個体差
- ⑥ 日常生活に支障のない骨の異形成(股関節、頸骨異形成、膝蓋骨脱臼、椎間板ヘルニア等)
- ⑦ 結石症・陰嚢丸・チェリーアイ・臍ヘルニア・子宮蓄膿症および子宮内膜炎等、ペットとして生活に支障がないもの。
- ⑧ 飼い主様の都合や飼育上の問題(夜鳴き、しつけ、性格)などが発生したとき。
- ⑨ 犬(猫)の病気が人間や他のペットなどに伝染した場合に生じた治療費などの損害。
- ⑩ 獣医師の治療を受けない、もしくは伝染病予防ワクチンの未接種による病気もしくは死亡の場合。
- ⑪ 検便、ワクチン接種等の検査、予防費用

- 3 保障が適用される以外は、ご購入された犬(猫)の、交換、引取りはお受け出来ません。

保障の適用があっても返犬、ご返金はお受け出来ません。

ご購入後に飼い主様やそのご家族様にアレルギー反応が起きた場合も上記同様といたします。

- 4 血統証は迅速に申請、処置しておりますが、お届けまでに6ヶ月位かかることもありますので予めご了承ください。

- 5 店頭にて販売いたしておりますので、本件ご契約はクーリングオフの対象外とさせていただきます。

- 6 ご購入1年以内でしたら飼い主様の、過失および病気、事故による死亡であった場合でも、新しい犬(猫)を当店でご購入された場合には通常価格の50%を限度の割引価格でお譲りいたします。(ただし獣医師の死亡診断書が必要になります)